

2012年 12月20日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2012年 11月

Contents

税務法規

商務法規

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年11月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 11月 2日 第2012036号
- ▶ 2012年 11月 9日 第2012037号
- ▶ 2012年 11月 16日 第2012038号
- ▶ 2012年 11月 23日 第2012039号
- ▶ 2012年 11月 30日 第2012040号

Japan Business Servicesグループで、2012年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 『廃棄電器・電子製品処理基金徴収管理規定』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2012]41号)
2. 廃棄電器・電子製品処理基金の対象製品の範囲の明確化に関する通達(財綜[2012]80号)

概要

財綜[2012]34号を基礎として、基金徴収管理および対象製品の範囲の明確化について公告する。実施日は2012年7月1日となる。

41号の主要な内容等について以下のように定める。

基金納付義務者

41号に公布する中華人民共和国国内の電器・電子製品生産者は基金納付義務者となる。

基金納付義務者が基金徴収対象製品を受託加工により生産する場合は、原料及び主要材料がどこから提供されるかにかかわらず、また、会計上販売として処理されるか否かにかかわらず、全て受託者が当該基金を納付しなければならない。

基金の徴収範囲

現段階では、テレビ、電気冷蔵庫、洗濯機、室内エアコン、及びパーソナルコンピュータが徴収範囲に含まれる。

計算方法

徴収基準は、製品1台につき10元前後を廃棄処理基金積立金として徴収することである。

優遇規定

基金納付義務者が電器・電子製品を輸出する場合には当該基金の納付を免除される。また、基金納付義務者が委託加工電器・電子製品を購入若しくは回収した際に既に基金を納付した場合には、基金徴収対象製品の売上高から控除することができる。控除しきれない部分は、次期において引き続き控除可能となる。

資源総合利用や無害化処理に有益な計画、並びに環境保護およびリサイクルに便利な材料から作られる電器・電子製品については、国务院関連部門の具体的規定に従って基金から差し引くことができる。

申告要求

基金納付義務者は四半期ごとにその終了日から15日以内に当該基金を申告・納付し、主管税務機関に基金申告表(付属文書)を提出する必要がある。

所見

当該公告において、基金に関する資料(基金納付証憑、増値税専用発票、税関輸入(出)貨物通関申告書、関連協議)の保管を要求しているおり、税務局により上記の資料を検査及びモニタリングされる可能性もあると考えられる。

3. 蘇州市における加工貿易形態の試行転換に関する通達(署加発[2012]285号)

概要

蘇州市内の税関特殊監督管理区域(以下、「特別区域」と略称)における加工貿易形態の試行転換に伴う税関管理上の試行措置に関する通達。

実施期限

試行期間2年間であり、2014年7月20日までを期限とする。

措置一 保税区分外加工の期限緩和

保税区内の企業より、保税区分外の企業へ委託される外注加工の期限は、当該契約期間に基づき、総合保税区分の所管税関によって審査・決定される。

措置二 保税区分外における保税区内製品の検査・測定に関する業務管理

保税区分外で行われる保税区内製品の検査・測定業務に関して、保税区内の企業は税関総署令[2012]191号(以下、「191号」と略称)、すなわち『税関保税区分管理暫定弁法』の第二十五条に基づき、翌月までにまとめて税関申告手続きを行うことができる。

措置三 特別区域にある中古設備の区域外への引き出しに関する管理規制

海外から保税区分に輸入した免税機械設備を区域外へ引き出す手続きに関しては、署加発[2009]267号(以下、「267号」と略称)における輸出加工区域にある機械設備の区域外への引き出しに関する規定を参照する。

また、署加発[2012]285号の規定により、保税区内で使用するため、国内保税区分外で購入し、還付を受けた国産機械設備を保税区分に取り入れる際に、税関に届出書を提出のうえ、税関の検査を受ける。また、上記の機械設備が国内保税区分外に引き出される際に、許可書の提出は不要である。

措置四 特別地域における保税貨物抵当の許可

国务院令[2010]581号(以下、「581号」と略称)、すなわち『税関事務担保条例』の規定により、有効な担保が提供できることを前提に、所管税関の許可を受けたうえで、特別区域内の企業は保税区分内の保税貨物を抵当に入れることができる。

措置五 特別区域の間と保税物流センターの間における保税貨物の流通管理

税関の有効管理を前提とし、特別区域の間と保税物流センターの間における保税貨物の流通については、企業は運送車両を自主的に選定できる。

所見

2010年11月10日、商務部、人力資源・社会保障部、税関総署は商産発[2010]461号(以下、「461号」と略称)を共同発表し、蘇州市と東莞市を加工貿易形態の試行転換地域と指定した。461号の実施をさらに推進するため、税関総署は2011年7月25日に[2011]270号(以下、「270号」と略称)をもって、蘇州市と東莞市の試行転換に伴い、保税貨物国内販売の促進、保税区分への外注加工に関する手続きの簡素化や保税貨物に関する物流サポートなどを含む8つの措置を発表した。

285号の中、5つの規定措置が特別に蘇州の加工貿易形態の試行転換のために作成されたものであり、幾つかの側面から蘇州に進出している企業に利益をもたらすことになる。

措置一は、外注加工の最長期間を191号令の六ヶ月間から当該契約期間を参照に改定し、国内市場の開拓を促進する。

措置二は、税関手続きを簡素化する上、通関の効率化を図る。

措置三は、特別区域の中古機械設備の国内販売及び区域内における機械設備の更新を加速させる。

措置四は、区域内企業の融資の円滑化を図り、資金繰りの圧力を低減する。

措置五は、特別区域の間と保税物流センターとの間における運送車両の選定を、各企業に任せることによって、保税区の物流産業の発展を促す。

関連法規

税関特殊監督管理区域と保税物流センターとの通関単の管理に関する通達(署加発[2012]248号)

概要

2012年6月21日、税関総署が署加発[2012]248号文(以下、「248号」と略称)を発表し、税関特殊監督管理区域と保税物流センターとの通関単の管理に関する規定を明確にした。

- ▶ 2012年7月3日から、税関特殊監督管理区域と保税物流センターと国内(物流センター)の間における、「6033」監督管理方式を適用する貨物以外の輸出入貨物に対して、通関単の検査は不要となる。
- ▶ 保税物流センターと海外の間における海外の貨物の再輸出または中継ぎなどに関しては、所管税関の許可があれば、「1233保税倉庫輸出入貨物」方式で管理・処理する。
- ▶ 上記諸規定の改正により、税関総署はH2000システムの設定を調整した。

本通達で言及した税関特別規制区域は輸出加工区、保税港区、総合保税區、珠澳クロスボーダー工業区珠海園区、中哈霍爾果斯國際边境協力センターの中国管理区となる。

4. 前海における現代サービス業総合試行項目の申告作業の展開に関する通知

概要

2012年11月1日、深セン市前海深港現代サービス業合作区管理局は正式な通知(以下、「通知」)を公布し、前海深港現代サービス業合作区(以下、「前海」)における現代サービス業の総合試行項目の申告条件、プロセス等の内容について以下のように定めた。

2012年重点的に支援する業界

- ▶ 金融業—クロスボーダーにおける人民元業務、財産管理、資産管理、株式投資、現物取引市場の設置、金融商品のイノベーション、金融仲介サービス等の金融業の改革・発展にプラスとなる項目への重点的な支援。
- ▶ 現代物流業—サプライチェーン管理、電子商取引、国際総合貿易、物流付加サービス、物流技術研究開発と応用等の分野において、前海で最先端物流新型業務形態の集中的形成にプラスとなる項目への重点的な支援。
- ▶ 情報サービス業—情報転送サービス、ソフトウェアと情報技術サービス及び情報内容サービス業等の分野において、ネット経済と実体経済の融合・発展にプラスとなる項目への重点的な支援。
- ▶ その他の業界—ビジネスモデルのイノベーションを促進する項目、クリーンで低炭素の発展を支持するサービス業の項目、現代サービス業人材発展サービスのプラットフォーム設置、現代生活最先端サービス業、現代科学技術の標準化応用水平化サービスのプラットフォーム設置、商務部、財務部が重点的に支援する新型サービスイノベーション項目を含む。

政府支援の方法

試行地区に対して財政補助、利子補給の貸付、株式投資等の方法で、許可を得た項目に対して援助を行う予定である。具体的な援助方式は、将来決定される。

政府援助の申請

専用資金援助を申請する対象は、以下の条件のうち一つを満たす必要がある。

- ▶ 前海で登録された現代サービス企業であり、且つその申告内容が本市の現代サービス業の発展を促進する項目である。
- ▶ 本市範囲内で登録された現代サービス企業であるが、その申告したサービス内容が前海にて提供される項目である。

また、申請対象は以下の条件を満たさなければならない。

- ▶ 独立法人資格と健全なる財務管理制度がある。
- ▶ 財務状況が良好である。
- ▶ 過去三年間に違法な経営記録がない。

複数の企業より共同実施された項目の場合、項目のリーダーとなる企業が本条項における上述した関連規定に適合していなければならない。

優先援助が可能な項目

- ▶ 中心となる技術の使用或いは商業モデルのイノベーションを通じて、サービス業の現代化を率先する、或いは昇格させる模範的な項目。
- ▶ 現代サービス業の発展過程において、明確な特徴、良好な発展基礎、大きな影響力、高い知名度、良好な社会経済効果のあるリーダー的な項目或いは重大な項目。
- ▶ 中央と地方、国有と民営、政府と社会等の各種資源を有効に整合し、一体となり、且つ産業の促進に対して中心的な効果を及ぼす項目。
- ▶ 試行項目の実施プロセスが順調であり、効果がとりわけ目立つ項目の受託企業に対し、実施した試行要求に適合する他の項目。

支援を与えない項目

下記の状況の一つに当てはまる場合、支援を与えない。

- ▶ 同一の項目が試行期間において、既に当該専用資金の支援、或いは中央、省、市級政府の他の専用資金の支援を獲得している。
- ▶ 各級政府の財政支援を享受した期間において、重大な違法行為があり、且つ5年を経過していない。
- ▶ 違法行為に関わったため、関連部門より調査或いは捜査が行われている、或いはその違法行為で法律の執行部門により処罰を受け、且つ3年を経過していない。
- ▶ 規定による年次検査或いは税務申告を行っていない。
- ▶ 企業の正常経営活動に影響しうる重大な訴訟或いは仲裁を行っている、或いはその主要財産が債務紛争で人民法院により保全措置を受けている。

通知に規定された申請文書は2012年11月30日前に所轄部門に提出しなければならない。

所見

先日公布された国函[2012]58号(以下、「58号」)は、例えば、金融業の重点的な発展項目、税收政策及び更なる密接な経済貿易関係のアレンジの枠組みにおける多項目の事務協力等の前海開発・開放へのサポートに関する様々な政策を明確にした前海における潜在的な投資・発展の機会を更に検討したい納税者は、当該通知及び58号を閲覧することが重要である。詳細は、専門家に相談することをお勧めする。

5. その他の通達

- ▶ 蘇州工業園區に所在する有限責任ベンチャーキャピタル企業に対する企業所得税に係るパイロット政策に関する通達(財税[2012]67号)

税関法規

1. 『税関サービスと企業の革新・発展への支持に関する若干措置』の発行に関する通知(署研発[2012]390号)

概要

2012年9月28日、税関総署は署研発[2012]390号(以下、「390号」)を公布し、サービスと企業のイノベーション・発展への支持に関する若干の措置を発表した。主な内容は、以下の通りである。

- ▶ 企業の自主的なイノベーションを奨励するため、国家の各項目の税収優遇政策を実行する。例えば、財政部、税関総署、国家税務総局令[2011]63号(以下、「63号」)科学技術開発用品に対する輸入税免除の暫行規定及び科学研究と教育用品に対する輸入税免除の税収規定の修正に関する決定。
- ▶ 税関の税収管理を合理化させ、イノベーション型企業のコスト負担を軽減する。
 - ▶ 減免税項目の登録及び審査を加速する。
 - ▶ 税金の滞納金の徴収を標準化する。
 - ▶ 定期分割払いの納税方法を許容し、戦略的な新産業の発展を支持する。
 - ▶ 積極的に国家の自由貿易区の建設に参加し、実務を踏まえて製品の原産地規制を科学的に定める。
- ▶ 通関申告の監督・管理手続を最適化し、イノベーション型企業の通関効率を上昇させる。例えば、イノベーション型企業と主要貿易パートナーとの「認証済み経営者」の実現を推進する。
 - ▶ 積極的に東莞、蘇州における加工貿易のモデルチェンジ・アップグレード試行作業を支持する。
 - ▶ 税関における知的財産権への保護を強化する。
 - ▶ イノベーション型企業のために重点的なサービスを提供する。

2. その他の通達

- ▶ 大嶺が台湾に対する小額商品取引市場の税収政策の調整に関する通達(財関税「2012」55号)
- ▶ 大嶺が台湾に対する小額商品取引市場の税収政策の調整に関する公告(税関総署公告[2012]52号)
- ▶ 上場企業からの配当に対する個人所得税の徴収に関する通達(財税[2012]85号)

商務法規

1. 外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定(商務部令[2012]8号)

概要

投資の利便性の水準を向上し、外国投資者の中国への投資を促進するため、当該暫定規定を公布する。施行日は2012年10月22日となる。内容等について以下のように定める。

持分出資の適用範囲

- ▶ 新設の形式で、外商投資企業を設立する
- ▶ 増資を通じて、非外商投資企業を外商投資企業に変更する
- ▶ 増資を通じて、外商投資企業の持分を変更する税関の税収管理を合理化させ、イノベーション型企業のコスト負担を軽減する。

- ▶ 出資に用いることができる持分
出資に用いられる持分は、その所有権が明確、且つ持分の権限が完全で、法的に譲渡可能であるとされる。また、以下の持分に対しては、持分出資を行ってはならない。
- ▶ 登録資本が十分に払い込まれていない持分企業の持分
- ▶ 質権が設定されている持分
- ▶ 法により凍結されている持分
- ▶ 持分企業の定款(契約)の中で譲渡不可と規定されている持分
- ▶ 規定に従って前年度の外商投資企業連合年度検査に参加しておらず、また年度検査に合格していない外商投資企業の持分
- ▶ 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー(持分)企業の持分
- ▶ 法律、行政法規或いは国務院の決定による持分譲渡の承認が必要とされる場合で、認可を取得していない持分
- ▶ その他、法律、行政法規或いは国務院の決定により譲渡不可と規定されている持分

持分評価

新設、増資出資に用いられる持分は、法に基づき設立された域内の評価機関により評価されなければならない。また、持分出資者と投資先企業の出資者或いはその他の投資者は、評価結果に基づき協議を行い、持分評価金額および持分出資金額を決定する。持分出資金額は持分評価金額を上回ってはならない。持分により増資が行われる場合には、取引価値が当該持分に対する対価として考えられる。

持分出資の金額制限

会社法により、非貨幣財産としては、持分出資金額及びその他の非貨幣財産出資の合計金額は、登録資本の70%を超えてはならない。

しかし、持分出資を完了した後、持分出資に用いられる追加登録資本は投資先企業の外債登記および輸入免税限度額の申請に使用してはならない。

持分出資申請

投資者と投資先企業は、投資先企業の所轄省級商務主管部門、或いは商務部(外商投資審査管理権限を地方商務主管部門に委ねていない)に対して持分出資に係る正式申請を行う。

所見

当該暫定規定は中国における外商再投資に対して新たなチャネル及び一層柔軟性に富む投資のフレームワークを提供できると考えられることから、外国投資者の注目を集めることが期待される。

2. その他の通達

- ▶ 「2013年農産品と工業品輸出割当量」に関する公告(商務部公告[2012]74号)
- ▶ 『輸出に係る外貨照合管理弁法補充規定』の廃止に関する通達(汇発[2012]50号)
- ▶ 行政法規の改正および廃止に関する通達(国务院令[2012]628号)
- ▶ 外商投資パートナーシップに対する外貨管理に関する通達(汇発[2012]1916号)

外貨法規

- ▶ 「保険資金の海外投資に関わる管理実施細則」(暫定)に関する通達(保監発[2012]93号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

天津

町田 太郎 税務・移転価格
taro.machida@cn.ey.com +86-22-5819-3583

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

岡本 卓也 監査
takuya.okamoto@cn.ey.com +86-21-2228-6466

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケッツ本部JBS部

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mts@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002325

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china